

暗号資産に関する税制改正要望 (2026年度)

2025年7月18日

一般社団法人 日本ブロックチェーン協会

暗号資産に関する税制改正要望（2026年度）

目次

はじめに	
暗号資産に関する税制改正要望	1
1. 本要望書の目的	2
2. 暗号資産及びブロックチェーンの現状	2
2.1. 時価総額及び保有割合	2
2.2. 口座数	2
2.3. ボラティリティ	3
2.4. 政策上の位置づけ	4
3. アンケート	5
3.1. 概要	5
3.2. 暗号資産の保有	5
3.3. 暗号資産を保有しない理由	7
3.4. 税制改正による暗号資産の購入の意向	8
3.5. 源泉分離	8
3.6. まとめ	9
4. 要望の詳細	9
4.1. 分離課税・損失の繰越控除の導入	9
4.1.1. 現状・課題	9
4.1.2. 暗号資産の各国の税制比較	10
4.1.3. 資金調達としての側面	12
4.1.4. ETFの影響	14
4.1.5. 分離課税の取引場所	14
4.1.6. 源泉分離課税	15
4.1.7. 分離課税の対象銘柄	16
4.1.8. 要望	16
4.2. 相続に関する税制の整備	16
4.2.1 現状・課題	16
4.2.2 要望	17
4.3. 暗号資産同士の交換時における課税の繰り延べ	17
4.3.1. 現状・課題	17
4.3.2. 要望	18
4.4. 暗号資産を寄附した際の税制の整備	18
4.4.1. 現状・課題	18
4.4.2. 要望	19
4.5. 特定譲渡制限付暗号資産の今後の見直しの継続検討	19
4.5.1. 現状・課題	19
4.5.2. 要望	19
おわりに	20

はじめに

ブロックチェーン技術を基盤とする分散化されたネットワーク上で、特定のプラットフォームに依存することなく自律したユーザーが直接相互につながる新たなデジタル経済圏であるweb3（ウェブスリー）¹という概念に世界が注目し始めて数年が経つ。web3は次世代インターネットとも称され、IT革命以来の「30年に一度のイノベーション」として注目されている。日本のみならず世界の経済成長を牽引していく可能性を秘めており、ここ数年の暗号資産の取引実績の拡大や時価総額の上昇は、web3の経済的潜在力の一端を示していると解釈できる。

その一方で、日本のweb3関連ビジネスは、資金決済法で規定される暗号資産及び金融商品取引法で規定される暗号資産デリバティブ（以下、合わせて暗号資産という。）の重い所得税負担等が障壁となり、世界に取り残され始めている。これは日本の暗号資産口座数が大きく伸びてはいるものの、世界的にみるとまだまだ保有割合が低いことにもあらわれている。本要望書ではこの背景に関してアンケートの実施結果にも触れながら、今後日本でweb3ユーザーの増加が促進されるよう税制を見直す必要があることを提言したい。

ボーダーレスが前提のweb3時代の決済・投資には、特定の国家に依存しない暗号資産が利用される可能性が高く、web3の推進のための環境整備が急務となる。この一環で、世界標準と比べると不利な状況が際立っている我が国の暗号資産税制を見直すことが鍵となる。

一般社団法人日本ブロックチェーン協会（以下、JBA）²は、2014年9月に発足した一般社団法人日本価値記録事業者協会を前身とする組織として、黎明期から我が国のweb3産業育成のために提言活動や情報発信などを幅広く続けており、現存するweb3・ブロックチェーン関連団体の中で長い歴史をもつ団体の一つである。税制に関しても、暗号資産に係る消費税を非課税とすることの提言や、法人が保有する暗号資産の期末時価評価課税に関する提言をはじめ、税制改正につながる一定の成果をあげてきた。しかし、近年web3事業を行うために、国内の事業者が海外に拠点を移す事例が増えており、本格的なweb3時代の到来が期待されるなかで、我が国が国際競争において後れを取るリスクを強く懸念している。

2017年、いち早く暗号資産規制の整備等をおこなった日本は「暗号資産先進国」と称されたが、現在では当時のように国際的な存在感を示すことが困難になっている。JBAは、再び日本がweb3時代をリードできるよう、web3の推進に全力を注ぐ所存であり、今後のweb3産業の発展を左右する最も重要な要素のひとつである暗号資産の税制改正を要望したい。

¹ 本書ではweb3と表現。

² 会員数150社（2025年6月30日時点）

<https://jba-web.jp/aboutus#overview>

暗号資産に関する税制改正要望

要望1：分離課税・損失の繰越控除の導入

個人の国内登録取引所での暗号資産売却にかかる利益に対する課税方法を、暗号資産の取得経路、銘柄及び取得時期を問わず一律に総合課税から分離課税に変更し、税率を一律20.315%とすること。また、損失を出した年の翌年以降3年間、その損失を繰り越して、翌年以降の暗号資産に係る所得金額から控除することができるようにすること。暗号資産デリバティブ取引についても同様とすること。分離課税の導入を前提に、取引が特定の口座で完結する場合、顧客が申告分離課税か源泉分離課税のいずれかを選択できるようにすること。

要望2：相続に関する税制の整備

相続により取得した暗号資産の譲渡時の譲渡原価の計算について、取得費加算の特例の対象とすること。相続財産評価について、上場株式と同様、相続日の最終価額又は相続日の属する月の過去3ヶ月の平均価額のうち、最も低い価額によって評価すること。

要望3：暗号資産同士の交換時における課税の繰り延べ

個人が暗号資産同士を交換した場合、収益認識のタイミングを法定通貨と交換したタイミングに繰り延べること。また、ブロックチェーン運営者側の都合等により課税所得者側で意図しない暗号資産の交換が発生した場合には、交換前暗号資産の譲渡に関する所得金額は課税対象外とすること。

要望4：暗号資産を寄附した際の税制の整備

個人が暗号資産を寄附した場合、租税特別措置法40条における現物寄附のみなし譲渡所得税等の非課税特例と同様、当該暗号資産の含み益に対する所得税を非課税とすること。

要望5：特定譲渡制限付暗号資産の今後の見直しの継続検討

特定譲渡制限付暗号資産の活用状況や将来の環境変化を踏まえ、法人が短期売買目的以外で保有する第三者発行の暗号資産に対する課税方式について、保有者、暗号資産交換業者、認定資金決済事業者協会などにとって利便性の高い仕組みとなるよう見直しを継続的に検討すること。

1. 本要望書の目的

本要望書は、個人・法人にとって暗号資産の保有・利用を妨げる現行税制を見直し、web3時代にふさわしい税制環境を整備することで、web3関連事業の成長と国民による暗号資産の利活用を促進し、国際的な産業競争力の強化及び日本経済の中長期的な成長に資することを目的としている。

2. 暗号資産及びブロックチェーンの現状

2.1. 時価総額及び保有割合

2008年10月にサトシ・ナカモトがインターネット上に公開した論文「Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System」において、金融機関等による中央集権的な信用に代わる、暗号化された証明に基づく新しい取引の形としてビットコインが誕生した。その後、約17年を経て、ビットコインを含む暗号資産の時価総額は、本要望書執筆時（2025年6月）において450兆円を超えている³。この巨大な市場規模は、暗号資産がグローバルなデジタル経済において無視できない存在となっていることを示している。

また、世界の暗号資産保有者は、2024年時点で5億6,000万人と推測されており、これは世界人口の6.8%を占め、2023年の5億200万人から11%以上増加している⁴。一方、我が国の保有者の状況は2023年に人口の4.3%にあたる510万人と推測されており、シンガポールの24.4%、米国の15.5%、韓国13.6%、ドイツ8.3%といった諸外国のみならず、世界の平均値6.9%をも下回っている状況にある。このデータは、日本における暗号資産の普及が国際的に見て遅れている現状を示唆している。

2.2. 口座数

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（JVCEA）の統計⁵によれば、国内の暗号資産交換業者の取引口座の利用者数は着実に増加傾向にあり、2025年1月には口座数が1,200万を突破した。これは2024年4月の口座数1,000万を1年かからずに200万口座近く増加したことになる。

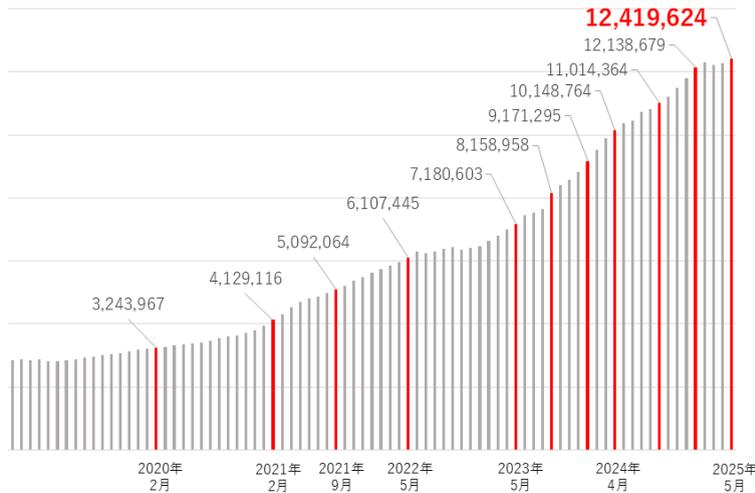
また、同協会のデータで示される稼働口座数も着実に増加しているが、現物取引及び証拠金取引の取引金額を稼働口座数で除した口座あたりの取引高に関しては、2022年の平均値が約71万円に対し、2023年の平均は約27万円となっている。2024年の平均は約42万円となっているものの、傾向として少額取引が増加していることがうかがえる。このことは、暗号資産投資がかつてのように一部の専門的な投資家の対象から、より幅広い一般層へと広がりつつあることを示唆している。

³ CoinMarketCap グローバルライブ暗号資産価格チャートと市場データ
<https://coinmarketcap.com/ja/charts/>

⁴ Triple-A Cryptocurrency Ownership Data
<https://triple-a.io/cryptocurrency-ownership-data/>

⁵ 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会 会員の暗号資産取引状況表（月次）
<https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/statistics/202504-KOUKAI-01-FINAL.pdf>

国内の暗号資産口座数 (重複あり)



2025年5月、国内の
暗号資産口座数は、
1,240万口座を突破

図1. 国内の暗号資産口座数の推移

2.3. ボラティリティ

代表的な暗号資産であるビットコインのヒストリカルボラティリティは、図2のとおり、近年、長期的な視点から見て着実に低下傾向を示している。これは市場の成熟化を反映したものであり、複数の要因が複合的に影響していると考えられる。

まず、個人投資家に加えて機関投資家の参入が進んだことにより、取引の厚みと流動性が向上し、価格変動幅が安定化しつつある。加えて、各国において暗号資産に関する法制度や規制の整備が進んだことで、市場に一定の予見可能性と信頼性をもたらし、投資行動の安定化に寄与したと考えられる。

実際、米国では暗号資産に連動するETF（上場投資信託）が急速に拡大しており、2025年7月時点でその運用資産残高は1,400億ドルを超えている⁶。これらのETFには、約1,179の機関投資家が投資対象として組み入れているとされており⁷、暗号資産が伝統的金融市場における新たな信頼性の高い資産クラスとして位置づけられつつあることを示唆している。

このような金融商品としての普及と機関投資家の関与拡大は、暗号資産市場全体のボラティリティを抑制する方向に働いており、この傾向は今後も進むと考えられる。

⁶ CoinMarketCap Cryptocurrency ETF Tracker

<https://coinmarketcap.com/etf/>

⁷ Institutional investors now hold 20% of US-traded spot Bitcoin ETFs

<https://cryptoslate.com/institutional-investors-now-hold-20-of-us-traded-spot-bitcoin-etfs/>



白線： 2011年以降のビットコイン価格（ドル建て）の週足推移。Bloombergより取得
 青線： 2011年以降のビットコイン価格30日ヒストリカルボラティリティの週足推移。
 Bloombergより取得

図2. ビットコインのヒストリカルボラティリティ

2.4. 政策上の位置づけ

2025年6月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」⁸では、web3について『暗号資産等のweb3ビジネスの健全な発展は、我が国が抱える社会問題を解決し、生産性の向上に寄与する。』としたうえで、『暗号資産を国民の資産形成に資する金融商品として業法において位置付けるとともに、投資家保護のための制度を整備する法案の早期国会提出を図りつつ、税務当局への報告義務の整備などを行った上で、分離課税の導入を含めた税制面の見直しの検討も併せて行う。』と、税制面の見直しの検討について具体的に明記されている。

また、同日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025 ～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（骨太方針2025）⁹では、『社会全体のDXを推進するため、デジタル庁の司令塔機能を強化し、AI・web3を含むデジタル技術の社会実装及びデータの活用を通じた新たな価値の創出を進め、国民一人一人がその恩恵を実感できる社会をつくる。』と明記され、web3が引き続き日本の経済成長に向けた国家戦略に位置付けられている。

これらの政府方針は、暗号資産税制の見直しが国家レベルの課題として認識され、具体的な検討対象となっていることを示している。JBAは、この政府の動きを後押しし、web3産

⁸ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版
https://www.cas.go.jp/ip/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2025.pdf

⁹ 経済財政運営と改革の基本方針2025 ～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/2025_basicpolicies_ja.pdf

業の発展を加速させるため、本要望書を通じて具体的な税制改正案を提言するものである。

3. アンケート

3.1. 概要

JBAでは暗号資産の保有・運用の実態や税制に対する意識などを把握し、税制改正が実現した場合の暗号資産の保有・利用・投資運用への影響を考察するべくアンケートを実施した。アンケートは20代～60代の日本に居住する男女を対象に2025年4月24日から25日に実施し、有効回答として1,500件の結果を得た。

調査期間

- 2025年4月24日（木）～4月25日（金）

調査方法

- 株式会社クロス・マーケティング QiQUMO

調査対象

- 日本に居住する20代～60代の男女1,500名。なお、それ以外の条件（職業や投資経験など）ではスクリーニングしていない。

回答数

- 1,500件

回答者の性別

- 男性 898人（59.9 %）
- 女性 602人（40.1 %）

回答者の年齢

- 平均値 37.9歳
- 最小値 20歳
- 最大値 69歳

回答の年代分布

- 20代 649人（43.3 %）
- 30代 318人（21.2 %）
- 40代 194人（12.9 %）
- 50代 177人（11.8 %）
- 60代 162人（10.8 %）

3.2. 暗号資産の保有

暗号資産の保有状況について聞いたところ、「暗号資産を保有している」と回答した個人の割合は12.7 %（191件）と、前年の12.1 %から緩やかながら増加した。このことは、暗号資産に対する社会的な理解と受容が着実に進展していることを裏付けるものと評価できる一方、有価証券（株式・投資信託・公社債）の保有率が24.1 %¹⁰に達している現状と比較すると、暗号資産の普及には依然として大きな伸びしろがあると言える。

また、年代別に見ると、若年層ほど暗号資産の保有割合が高い傾向が明らかとなっている。この傾向は国内の他の調査結果¹¹とも一致しており、国際的にも24歳～34歳の年齢層

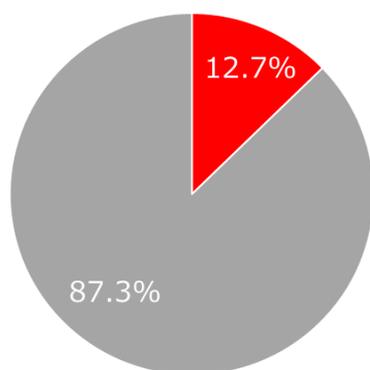
¹⁰ 2024年度（令和6年）証券投資に関する全国調査（個人調査）（日本証券業協会）
<https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/toukei/data/20241007164330.html>

¹¹ 金融庁『リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果（令和6年7月5日）』
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/kokyakuhoni/fdreport/04.pdf>

が暗号資産保有者全体の34 %を占め、全世代の中で最も高い割合となっている¹²。これらのデータは、若年層が暗号資産を中長期的な資産形成の手段として積極的に捉えていることを示唆している。一般に、若年層は資産形成の初期段階にあり、将来を見据えた投資に関心を持つ層である。本要望書で提案する分離課税の導入をはじめとした制度整備は、こうした若年層の投資意欲を促進し、健全な資産形成を支援するための重要な一歩となるはずである。

ビットコインなどの暗号資産を持っていますか？

n=1,500、単一回答



■ はい ■ いいえ

暗号資産の保有率は12.7 %

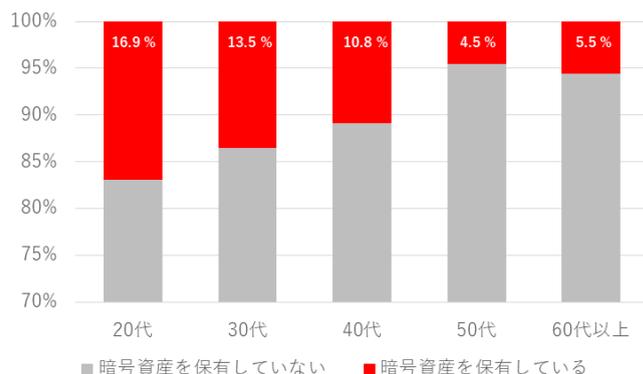
有価証券の保有率24.1 %と比較すると大きな伸びしろがある

図3. 暗号資産の保有割合（JBAアンケート結果1）

¹² Triple-A Cryptocurrency Ownership Data
<https://triple-a.io/cryptocurrency-ownership-data/>

暗号資産の年代別保有割合

n=1,500、単一回答



資産形成の初期にある若年層ほど、暗号資産を前向きに捉えている。

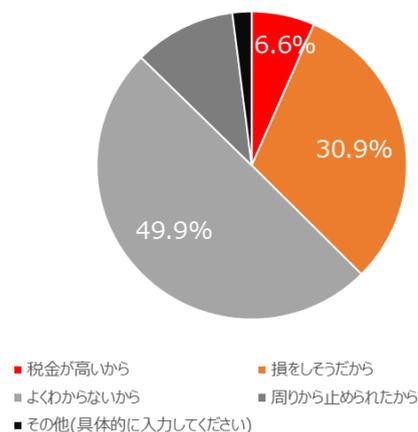
図4. 暗号資産の年代別保有割合 (JBAアンケート結果2)

3.3. 暗号資産を保有しない理由

暗号資産を保有していないと回答したグループ (1,309件) に複数回答で理由を聞いたところ、1,598件の回答があった。この中で「税金が高いから (6.6%)」と「損をしそうだから (30.9%)」の割合が大きい。過年度においては同様の回答がそれぞれ「税金が高いから (5.6%)」と「損をしそうだから (33.9%)」であったことを踏まえると、「損をしそうだから」というネガティブなイメージは改善しつつあるものの、依然として個人の暗号資産保有を阻害する要因として税制が認識されていることは明らかである。

暗号資産をもっていない理由はなんですか？

n=1,598、複数回答



「税金が高いから (6.6%)」と「損をしそうだから (30.9%)」で37.5%を占める

図5. 暗号資産を保有しない理由 (JBAアンケート結果3)

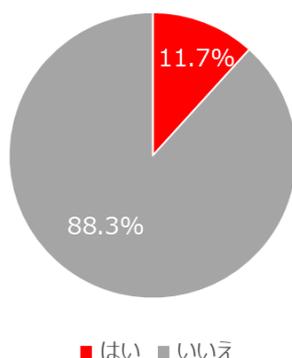
3.4. 税制改正による暗号資産の購入の意向

暗号資産を保有していないと回答したグループ（1,309件）に対して、税制改正が行われた場合の購入意欲を調査したところ、11.7%である153名が「暗号資産税制が改正された場合、暗号資産を購入したい」と回答した。この結果に「既に暗号資産を保有している」と回答した191名を加えると、税制改正後の暗号資産保有者の割合は22.9%に達する（1,500人中344人）。これは、税制改正によって、暗号資産が有価証券の保有比率に極めて近い水準にまで高まる可能性があることを示唆している。

なお、分離課税により一律の税率が適用されることで、現行の累進課税よりも一部の納税者にとっては税負担が大きくなる場合があることは事実である。一方で、分離課税によって納税手続きの簡素化や申告漏れ・誤りの防止に寄与するとともに、投資促進とそれによる業界の健全な成長、ひいては人材・資金の国外流出リスクの緩和にもつながる可能性がある。分離課税の実現は、アンケート結果にも示されている実需に即したものであると同時に、持続的なweb3経済の形成に向けた重要な基盤となる。

**現在、暗号資産の売却益に課される税率は最大55%です。
その税率が20%となった場合、暗号資産を購入したいと思いますか？**

n=1,309、単一回答



暗号資産を保有していない1,309人のうち、11.7%である153名が「税制が改正された場合、暗号資産を購入したい」と回答

図6. 税制改正による暗号資産の購入の意向（JBAアンケート結果4）

3.5. 源泉分離

暗号資産が分離課税となった場合、申告分離と源泉分離の、どちらを希望するか聞いたところ、申告分離が24.7%（370件）、源泉分離が75.3%（1,130件）という結果となった。このことは単に税率だけの問題ではなく、税務申告という実務の簡素化のニーズが高いことを示している。

暗号資産が分離課税となった場合、申告分離（税金を自分で申告して納める仕組み）と、源泉分離（税金をあらかじめ収益から差し引いて納める仕組み）の、どちらを希望しますか？

n=1,500、単一回答

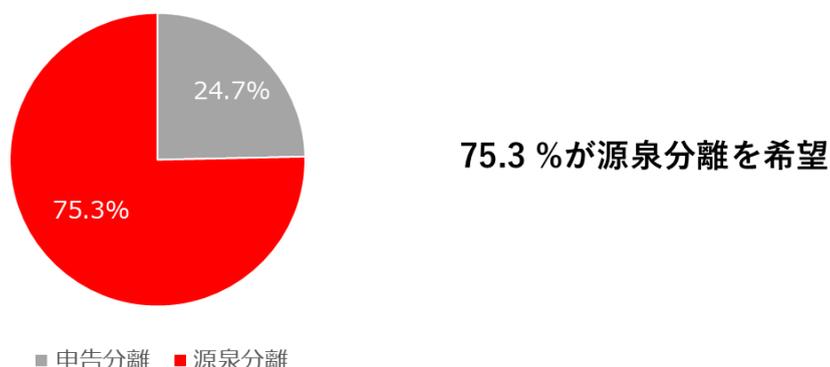


図7. 申告分離と源泉分離の希望（JBAアンケート結果5）

3.6. まとめ

暗号資産に係る税制環境は、法人税を中心にここ数年で大きく改善しており、各事業者による暗号資産関連の新規サービスの模索が続いている。一方、今回のアンケートでは、個人の保有者や潜在的な保有者を増加させるために、税制が未だに障壁となっていることが明らかとなった。

暗号資産非保有者の中には、税制改正次第で保有に前向きな意見をもっている層が一定数存在しており、その割合も加味すると、有価証券の保有比率に近い水準にまで達する可能性を確認できた点が大きな収穫である。

本アンケート調査からは、暗号資産に関する税制が保有意欲や投資行動に与える影響が大きいことが再確認された。税率の引き下げと適切な課税方式の導入が、暗号資産非保有層の参入と既存の暗号資産保有者の取引活性化を促し、結果として取引量・申告所得の増加による税収の拡大につながることも期待される。

4. 要望の詳細

4.1. 分離課税・損失の繰越控除の導入

4.1.1. 現状・課題

現行の所得税法では、2017年12月に国税庁より公表された「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」¹³により示されたとおり、個人が暗号資産の取引によって得た利益は原則として雑所得に区分され、総合課税の対象とされている。税率は課税所得金額に応じて約15%～55%となる。また、同一年以内に暗号資産の取引により発生した損益のみが、その他の雑所得（他の暗号資産の損益を含む）と損益通算ができるものとされている。

¹³ 仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/171127/01.pdf>

一方、上場株式等の上場有価証券に係る取引利益は、原則として申告分離課税の対象となり、年間の利益の合計に対して一律約20%の税率が適用される。特定口座を開設すれば、源泉徴収が自動的に行われるので、確定申告が不要となる。また、取引で損失が出た場合、翌年以降3年間繰り越して翌年以降に発生した取引における譲渡益と相殺することが可能である。

このような状況は、上場株式等の投資経験を有する個人投資家にとって現行の暗号資産の個人所得税制は著しく不利なものと受け止められている。

金融資産等	所得の種類	課税方法	税率 (住民税含む、数値は概算値)
上場株式	譲渡所得	分離課税	20%
未上場株式	譲渡所得	分離課税	20%
公社債	譲渡所得	分離課税	20%
上場投資信託 (ETF)	譲渡所得	分離課税	20%
外国為替証拠金取引 (FX)	雑所得	分離課税	20%
不動産 (5年超保有)	譲渡所得	分離課税	20%
不動産 (5年以下保有)	譲渡所得	分離課税	40%
暗号資産	雑所得	総合課税	所得に応じて15%~55%

暗号資産ETF等の組成等が可能となった場合、それらは分離課税になることが推定されるものの、現時点では明確になっていない。

図8. 主な金融資産等の税率比較

4.1.2. 暗号資産の各国の税制比較

各国の税制比較について概略を述べると、まず個人の所得に関して、暗号資産の売却益に適用される税率は国によって差があるものの、全体的に見て日本より低い傾向にある。特に、通常の所得と分離し、キャピタルゲインのカテゴリーとして課税される場合には、定率での課税が売却益に対して適用されている。ポルトガル (28%) とハンガリー (15%) も、近年そうした取扱いを開始しており、エルサルバドルやパナマといった南米の国々においても同様の制度が見られる。

各国の暗号資産の税務上の取扱いをより詳細にみると、まず暗号資産をどのような存在として税務上位置づけるかは国毎に異なっていることがわかる。我が国における課税面から見た暗号資産の位置付けは、金融資産又は支払手段である。他方、2020年にOECDが公表した「仮想通貨への課税に関する報告書」¹⁴によれば、諸外国において、金融商品又は金融資産として位置付けている国は他にアルゼンチン、ブラジル、デンマーク、南アフリカなどがある。また、ベルギー、イタリア、コートジボアール、ポーランドは通貨として、オーストラリア、フランス、スペイン、スイス、イギリスはのれん以外の無形資産として、そしてオーストリア、カナダ、中国、インドネシアは商品ないし仮想商品として位置づけている。米国は、一般的な財産 (property) と同様の位置づけとしている。

このように各国の税制において暗号資産の位置付けが異なる結果として、所得税法上の扱いも異なっていると考えられる。我が国では、原則的には雑所得に区分され、事業と認め

¹⁴ OECD SECRETARY-GENERAL TAX REPORT TO G20 FINANCE MINISTERS AND CENTRAL BANK GOVERNORS
<https://www.oecd.org/tax/beps/oecd-secretary-general-tax-report-g20-finance-ministers-october-2020.pdf>

られる場合は事業所得に区分される。暗号資産の証拠金取引は、外国為替証拠金取引（FX）と同様に金融商品先物取引等に該当するものの、租税特別措置法の規定により、申告分離課税の対象から除かれているため、その取引により得た所得については、総合課税の対象となり、税率は最大約45%（住民税込みでは最大約55%）が適用される。

各国の状況を見ると、日本よりも税率が低い、近年増える傾向が見られる。例えば、2025年に韓国の最高税率が0%から20%に増加し、イギリスも同様に20%から24%に増加した。米国ではキャピタルゲイン課税の対象となり、1年未満の保有の場合は通常の累進課税が適用されるが、1年以上保有した場合には最大20%までの税率が適用される。イギリスも同様にキャピタルゲイン課税が適用されるが、所得に応じて10%から20%の税率が適用される。ドイツは取得後1年以内に暗号資産を売却した場合には通常の所得と同じ税率が課せられ、個人の総所得レベルに応じて最高45%にさらに5.5%の連帯税が加算される場合があるが、1年を超えて保有された暗号資産の売却にあたっては税金が免除される。ポルトガルも同様に1年以上保有している場合は課税が免除される（1年以下の保有の場合は、売買差益に対して28%の税率となる）。ドイツやポルトガルのように、1年を超えて保有された暗号資産の売却益を非課税とする国も存在することは注目に値する。フランスでは、個人投資家による暗号資産によるキャピタルゲインに対しては30%の固定税率が課されるが、年間の利益が305ユーロを超えない場合には課税は行われない。イタリアは実現したキャピタルゲインが2,000ユーロを超えると、26%の税率で代替課税がなされる。また、2023年からは、暗号資産の価値に対する年0.2%の税金が導入されている。ハンガリーではマイニングにかかった暗号資産取引費用を所得から控除し、残りの部分のみが個人所得税一律15%の課税対象となっている。また特に小口の取引については、ある取引による所得が最低賃金の10%を超えない場合、1日に1回のみ取引であれば、個人所得税の申告は不要としている。

このように見ていくと、多くの国において暗号資産の売却益に対してはキャピタルゲイン課税の扱いが多く、また、その際の税率は定率となっていることが多いことがわかる。以下に個人が1年を超えて保有した暗号資産の売却益に課される最大税率の国際比較を示すが、日本の税率は主要な先進諸国と比較しても突出して高い水準にあるといえる。このような国際的な税制動向を鑑みても、日本における暗号資産の税制見直しは喫緊の課題であると認識している。

個人が1年を超えて保有した暗号資産の 売却益に課される最高税率の国際比較

国	最高税率
 ドイツ	0 %
 韓国	20 %
 イギリス	24 %
 オーストラリア	22.5 %
 イタリア	26 %
 フランス	30 %
 アメリカ	37.1 % ※1
 カナダ	39.5 % ※2
 日本	55 %

日本の税率は、主要な先進諸国と比較しても高い水準にある。

1年以上保有した場合のおおよその最高税率で比較しているため、実際に課税される割合とは異なる。

※1 最も税率の高いカリフォルニア州の場合、フロリダ州、テキサス州などでは23.8 %。

※2 最も税率の高いケベック州の場合、首都オタワのあるオンタリオ州では36.2 %。

図9. 最大税率の国際比較¹⁵

4.1.3. 資金調達としての側面

近年、ブロックチェーン技術を用いた新たな資金調達的手段として、Initial Exchange Offering（以下、IEOという。）が注目を集めている。IEOとは、事業者が新たな種類の暗号資産を発行し、暗号資産取引所を通じてその暗号資産を販売することにより事業に必要な資金を一般の利用者から調達する手段をいう。

IEOは、金融庁に暗号資産交換業者として登録された暗号資産交換業者が、JVCEAにより規定された「新規暗号資産の販売に関する規則」に従って審査した上で実施される。同自主規制規則により審査対象となる事項は、暗号資産の発行体たる事業者の独立性や健全性、ガバナンスや内部管理体制の状況の他、対象事業の適格性や見通しなど多岐にわたっており、IEO実施段階において制度の信頼性を高めることを目指した仕組みが整備されている。さらに、同自主規制規則は、IEOが達成された後も、定期的に事業の進捗や調達資金の使用実績などの情報を公表させることを求めており、事業者に対し継続的な説明責任を課すことで、IEOの透明性を確保しようと努めていると評価できる。

¹⁵ How to work out and report CGT on crypto | Australian Taxation Office (ato.gov.au)
<https://www.ato.gov.au/individuals-and-families/investments-and-assets/crypto-asset-investments/how-to-work-out-and-report-cgt-on-crypto>
 Income tax rates for individuals - Canada.ca
<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/individuals/frequently-asked-questions-individuals/canadian-income-tax-rates-individuals-current-previous-years.html>
 Some Thoughts on the Treatment of Crypto Assets from an Italian Legal, Accounting and Tax Perspective | IBFD
<https://www.ibfd.org/shop/journal/some-thoughts-treatment-crypto-assets-italian-legal-accounting-and-tax-perspective>
 Capital Gains Tax: what you pay it on, rates and allowances: Capital Gains Tax rates - GOV.UK
<https://www.gov.uk/capital-gains-tax/rates>
 Digital assets | Internal Revenue Service (irs.gov)
<https://www.irs.gov/businesses/small-businesses-self-employed/digital-assets#capital>
 Topic no. 559, Net investment income tax
<https://www.irs.gov/taxtopics/tc559>

上記のとおり厳格なルールの基で実施された国内のIEO事例は、図10のとおり8つある。いずれの事例もIEOによって発行された暗号資産が、IEOを実施した事業者のサービスに用いられており、単なる資金調達に留まらず新たなサービス創出の一翼も担っている。

暗号資産の発行を通じた資金調達と、新規暗号資産と紐づくユニークなサービスの創出は、web3事業の核心的特徴であることから、業界として上述のIEOに関連したルールを整備し、産業育成を図るための努力を尽くしてきた。IEOと類似の経済事象には、IPOによる株式の新規発行があるが、株式の保有者には申告分離課税等の税制措置が適用されることに比べ、暗号資産の保有者にはこうした取り扱いが認められないことが、IEOの活用が進まない原因の一つであると考えている。IEOの活性化を図り、web3産業の発展を促進するためには、株式に対する税制と整合性のある個人所得税制の整備が重要な一要素となる。

現在、新規暗号資産発行に関して、会計基準の開発にあたって論点整理が公表された¹⁶、法人税の改正が順次実施されていることから、今後IEOの実施件数を増加させる土壌が整備されつつある。個人所得税の面からもこの動きを後押しすることは、我が国のweb3産業の発展に大きな前進をもたらす重要な転換点となると考えられる。

¹⁶ 「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に関する論点の整理」（企業会計基準委員会、2022年3月15日）
https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/crypto-assets2022_02.pdf

実施時期	暗号資産名称	事業者	受託取引所	販売総額
2021年7月	Palette Token (PLT)	株式会社 HashPalette	コインチェック株式会社	9.3億円
2022年5月	FC Ryukyu Coin (FCR)	琉球フットボールクラブ株式会社	GMOコイン株式会社	9.9億円
2023年3月	フィナンシェトークン (FNCT)	株式会社 フィナンシェ	コインチェック株式会社	10.6億円
2023年4月	Nippon Idol Token (NIDT)	株式会社 オーバース	株式会社DMM Bitcoin株式会社coinbook	10.0億円
2024年2月	エルフトークン (ELF)	株式会社 HashPalette	株式会社 bitFlyer	12.5億円
2024年6月	ブリリアンクリプトトークン (BRIL)	株式会社 Brilliantcrypto	コインチェック株式会社	15.1億円
2024年10月	NOT A HOTEL COIN (NAC)	NOT A HOTEL DAO株式会社	GMOコイン株式会社	20億円
2024年12月	ジャパンオープンチェーントークン (JOC)	日本ブロックチェーン基盤株式会社	ビットトレード株式会社	15億円

図10. 国内IEOの事例比較

4.1.4. ETFの影響

2.3でも触れた通り、2024年1月10日の米証券取引委員会によるビットコインの現物ETF（上場投資信託）の承認以降、米国では暗号資産に連動するETFが急速に拡大しており、2025年7月時点でその運用資産残高は1,400億ドルを超え、約1,179の機関投資家がポートフォリオに組み込んでいるとされている。

当該ETFは現時点において日本国外の話ではあるものの、同じ暗号資産を取り巻く環境が似ている日本においても、もし同様の商品が導入されるとなった場合、暗号資産の現物の取引によって生じた利益には総合課税が適用される一方、暗号資産ETFの取引によって生じた利益には分離課税が適用されるという、税制上の不整合（ねじれ）が発生するという懸念がある。

これは、現物市場よりもETFへの資本流入を促す結果を招き、現物市場の流動性を阻害する可能性がある。

仮に日本で暗号資産がETFの特定資産に該当すると法改正され、日本でETFの組成が可能となった場合、それは暗号資産が国民に推奨し得る金融資産として認められたことを示すものであり、暗号資産取引についても分離課税が適用されるべきである。

4.1.5. 分離課税の取引場所

分離課税の対象範囲については、ユーザーが秘密鍵を自己管理するノンカストディアル・ウォレットを介した取引も、明確に分離課税の対象に含めるべきである。

web3における暗号資産の取引・活用は、暗号資産交換業者ではなく、ノンカストディアル・ウォレットを前提として展開されている。たとえば、DEX（分散型取引所、Decentralized Exchange）での交換や、NFT（非代替性トークン、Non-Fungible Token）の発行・流通、ステーキングなどのDeFi（分散型金融、Decentralized Finance）サービス、さらにPoW（プルーフ・オブ・ワーク、Proof of Work）やPoS（プルーフ・オブ・ステーク、Proof of Stake）に基づく報酬取得など、その経済活動の大半がノンカストディアル・ウォレットを通じて行われている。

加えて、ノンカストディアル・ウォレットによる管理は、資産分散・取引所依存リスクの低減・セキュリティ強化といった観点からも有効である。JBA会員の多くは非交換業事業者であり、大企業からスタートアップに至るまで、多様な事業者がweb3領域において新たなサービスを模索しているが、その多くでノンカストディアル・ウォレットの活用が前提となっている。日本のweb3産業が、多様な業種・サービスを内包する健全なエコシステムとして成長するためには、ノンカストディアル・ウォレットを分離課税の対象に含めることが不可欠である。

一方で、消費者保護の観点から、国内無登録取引所等での取引については、分離課税の対象外とすることが望ましい。

今後は、早期から暗号資産の可能性に着目し投資してきたいわゆるクリプト投資家にとどまらず、暗号資産のリスクや特性に深く精通していない一般投資家の参入が進むことが見込まれる。こうした中で、一定の安全性が確保された環境での取引を促すため、税制上のインセンティブを設定することは、投資家保護の観点から合理的な措置である。

この考え方は、FXにおいて国内登録業者による取引は分離課税、国内無登録業者による取引は総合課税とされている取り扱いに近いものといえる。ただし、暗号資産の場合、ノンカストディアル・ウォレットを経由して、国内登録取引所と国内無登録取引所等との間で連続的な取引が行われる商業的・技術的特性がある。そのため、制度設計にあたっては、このような暗号資産の特性と実態を踏まえた対応が求められる。

以上をふまえ、ノンカストディアル・ウォレットを介した取引についても、当該暗号資産の取得経路及び取得時期を問わず、分離課税の対象としweb3産業の発展を後押しする一方、国内無登録取引所等における売却については分離課税の対象外とすることで、消費者保護を強化すべきである。ただし、ノンカストディアル・ウォレットを経由して国内無登録取引所等で取引が行われた場合でも、最終的に国内登録取引所に戻り、当該取引所で日本円にて売却された取引については、その売却益については分離課税の対象に含めることが適切である。

4.1.6. 源泉分離課税

近年、暗号資産は着実にその裾野を広げており、今後ますますの普及が期待される状況にある。今や、暗号資産市場の担い手は、従来の投資リテラシーに富む一部の投資家層に限られず、一般の生活者や中間層へと拡大しつつある。こうした新たな層の参入を促し、健全な市場形成を実現するためには、誰もが安心して、分かりやすく、簡便に投資に参加できる制度設計が不可欠である。

その最も重要な要素の一つが、納税手続きの簡素化である。現行制度のもとでは、暗号資産に係る所得は原則として総合課税により申告が必要であり、取引履歴の整理や損益計算、確定申告といった煩雑な手続きを要する。このような事務負担は、多くの一般投資家にとって心理的・実務的な障壁となっており、暗号資産への参入意欲を損なう大きな要因となっている。

実際に、3.5のアンケート調査においては、約75%の回答者が「源泉分離課税の導入を望む」と回答しており、納税実務の簡便化に対するニーズの高さが明確に示されている。し

たがって、より幅広い一般投資家層を受け入れるべきこと、及び脱税の防止にも資することから、源泉分離課税制度の導入が強く望まれる。

他方、web3においては、個人が自らの資産を直接管理するノンカストディアル・ウォレットがエコシステムの中核的存在であることは、既に4.1.5においても言及されているとおりである。

このような状況を踏まえ、ノンカストディアル・ウォレットを介した取引を申告分離課税の対象としてweb3産業の発展を実現しつつ、一般の投資家の納税実務の簡素化というニーズに応えるため、ある国内登録取引所単体での特定口座のような特別な口座を使用した取引で完結する場合については、顧客が申告分離課税か源泉分離課税のいずれかを選択できる制度の導入が望ましい。

4.1.7. 分離課税の対象銘柄

分離課税制度の導入に際しては、対象となる暗号資産を銘柄等によって区別することなく、一律に取り扱うことが望ましい。暗号資産は世界に数万種類存在し、中には取引実績や流動性の乏しい銘柄も含まれることは事実であるが、これを理由に課税区分を設けることは、制度運用上のみならず市場環境全体に対しても様々な弊害をもたらすおそれがある。

特定の要件を満たす銘柄のみを分離課税の対象とする仕組みを導入すれば、制度上の恣意性や不透明性が生じるだけでなく、日々進化するブロックチェーン技術に基づく新興銘柄が不利な扱いを受ける結果となり、技術革新や市場の健全な競争を阻害しかねない。仮に、技術的信頼性や資産形成への寄与度を基準とした審査制度を導入しても、その妥当性を継続的に担保することは困難であることが想定される。

加えて、銘柄ごとの課税区分が導入されれば、税制上の有利・不利という本来の経済的・技術的価値とは異なる選定基準が生じ、市場の歪みが発生することが懸念される。これは、税制の本来あるべき中立性の原則にも反するものである。

また、諸外国においても、暗号資産を銘柄単位で課税制度上区分する例は少なく、むしろ包括的・一律の取扱いを基本としていると見受けられる。我が国においても、透明性と中立性を確保した制度設計とするためには、銘柄による区別を設けず、すべての暗号資産を一律に分離課税の対象とすべきである。

4.1.8. 要望

個人の国内登録取引所での暗号資産売却にかかる利益に対する課税方法を、暗号資産の取得経路、銘柄及び取得時期を問わず一律に総合課税から分離課税に変更し、税率を一律20.315%とすること。また、損失を出した年の翌年以降3年間、その損失を繰り越して、翌年以降の暗号資産に係る所得金額から控除することができるようにすること。暗号資産デリバティブ取引についても同様とすること。分離課税の導入を前提に、取引が特定の口座で完結する場合、顧客が申告分離課税か源泉分離課税のいずれかを選択できるようにすること。

4.2. 相続に関する税制の整備

4.2.1 現状・課題

現状の暗号資産に係る相続税制度では、相続が発生した時点の市場価格をもとに評価額が決まり、その価格に対して相続税が課される。一方、相続人がその暗号資産を売却する際の取得費には、相続時の価格ではなく、被相続人が実際に購入したときの価格が適用される。

この制度設計により、たとえば相続発生時に価格が一時的に高騰していた場合、実際には値下がりしているにもかかわらず高額な相続税が先に課されることとなる。さらに、売却

時には実際の利益が出ていなくても、形式上は「取得費が低く利益が出た」とみなされ、所得税・住民税が課税される。結果として、実際に得られる資金以上の税負担が発生するケースがあり、納税資金の確保が困難になるなど深刻な問題を引き起こしている。

これに対して上場株式では、同様の状況を防ぐための制度が整備されている。ひとつは「取得費加算の特例」であり、相続税額の一部を売却時の取得費に加算することで所得税との二重課税を緩和している。また、相続税評価においても「相続発生日の価格」に加えて「過去3か月の各月の最終価格平均のうち最も低い価格」での評価も可能とする特例が設けられており、一時的な価格変動への配慮がなされている。

暗号資産にこれらの制度的保護が適用されていないことは、資産の種類によって課税の公平性が大きく損なわれていることを意味する。制度としての一貫性や中立性を欠いており、納税者の不信を招く構造となっている。

この不整合を解消し、上場株式と同様の特例を暗号資産にも適用することで、過大な税負担を防ぎ、資産継承における合理性と税制度への信頼性を回復できる。価格変動リスクが高い暗号資産の特性に即した税制設計は、すでに一般的な資産として流通しつつある現状を踏まえても、早急に整備されるべきである。

4.2.2 要望

相続により取得した暗号資産の譲渡時の譲渡原価の計算について、取得費加算の特例の対象とすること。相続財産評価について、上場株式と同様、相続日の最終価額又は相続日の属する月の過去3ヶ月の平均価額のうち、最も低い価額によって評価すること。

4.3. 暗号資産同士の交換時における課税の繰り延べ

4.3.1. 現状・課題

暗号資産同士を交換した場合（Crypto to Crypto）は、現状、法人税法においても所得税法においても、交換前暗号資産で新たな暗号資産を購入したとして、交換前暗号資産の譲渡に関する所得金額が課税対象となる。所得税法上、国税庁タックスアンサーNo.3105にも「譲渡とは、有償無償を問わず、所有資産を移転させる一切の行為をいいますので、通常の売買のほか、交換、競売、公売、代物弁済、財産分与、収用、法人に対する現物出資なども含まれます。」¹⁷とあるとおり、資産の「交換」も資産の譲渡に該当するとされている。

ボーダーレスなweb3時代の決済は、法定通貨に依存しない暗号資産同士の交換が経済圏の主流となる可能性が高く、発生するトランザクションや交換する暗号資産の種類が多岐にわたる。そのため、暗号資産同士の交換時において譲渡益が発生した場合、その都度、課税計算が必要となるが、納税計算が非常に煩雑になり暗号資産が本来もつ利便性を阻害している可能性がある。

暗号資産同士の交換に対する課税方式を国際比較した場合、G7の中ではフランスが短期間に発生するトランザクションの数と複雑さを理由に課税を撤廃している。

¹⁷ No.3105 譲渡所得の対象となる資産と課税方法
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/joto/3105.htm>

暗号資産の譲渡は、2017年度税制改正で「支払手段に類するもの」として消費税非課税¹⁸となった。支払手段としての性格を重視するのであれば、暗号資産が実際に支払手段として使われた際（例えば、日本円などの法定通貨との交換や物の購入等で暗号資産を使用した場合）に課税すればよいと考えられる。

また、暗号資産同士の交換は頻繁に行われる。特に、暗号資産同士の交換を意図して取引を行ったにも関わらず、そのペアの交換を行うために意図せず第三の暗号資産を介して取引がトランザクション上で行われているケースもある。トランザクションを調べないこの事実がわからないので、この第三の暗号資産を取引している自覚がないことが多い。これら全ての取引が課税対象として認定されると、複雑性が高まり暗号資産取引の阻害要因となる。

さらに、2024年8月にKlaytnとFinschiaが統合し新たにKaiaとなった際に、KLAYがKAIAに変換されたように、暗号資産同士の交換が課税所得者の意思にかかわらず、ブロックチェーン運営者側の事情によって強制的に発生してしまうことがある。このような場合においても、現状の税制では交換前暗号資産の譲渡に関する所得金額を課税対象としなければならない、課税所得者にとって税負担が重たくなってしまふことがある。

課税所得者の意思にかかわらず強制的に交換がなされる場合については、暗号資産のマス・アダプションをより一層促すためにも、見直しの検討が必要と考える。

4.3.2. 要望

個人が暗号資産同士を交換した場合、収益認識のタイミングを法定通貨と交換したタイミングに繰り延べること。また、ブロックチェーン運営者側の都合等により課税所得者側で意図しない暗号資産の交換が発生した場合には、交換前暗号資産の譲渡に関する所得金額は課税対象外とすること。

4.4. 暗号資産を寄附した際の税制の整備

4.4.1. 現状・課題

暗号資産による寄附は、クレジットカード決済に比べて手数料が安価であり、銀行振込みよりも簡易に行うことが可能であるため、大規模災害時の緊急支援などにも迅速かつ効果的に行うことができるという利点がある。また、暗号資産の基盤を担うブロックチェーンを通じた取引は透明性が担保されるという特徴があり、集まった寄附金が適正に使われたことを検証する仕組みとしても設計することも可能である。

実際に米国においては、2021年の時点で慈善団体への暗号資産寄附の規模が、具体的な寄附額が公表されているプラットフォームだけでも4億ドルになっているなど、広く普及している。

我が国においても、2024年12月に個人が暗号資産を寄附した場合、所得税法上の寄附金控除の適用対象となること、及び法人が暗号資産を寄附した場合、特別損金算入限度額までの損金算入の対象になることが明確化された¹⁹。

他方、我が国においては税法上、暗号資産については、租税特別措置法40条における当該財産の含み益に対するみなし譲渡所得を非課税とする特例が適用されないため、暗号資産による寄附が阻害される要因となっている。将来的に公益法人等が暗号資産口座を保有し、寄附された暗号資産を公益目的事業の用に直接供されることも想定されることから、このような障害を取り除き、暗号資産が公益目的のために有効活用されることを促進することが肝要である。

¹⁸ タックスアンサー No.6201 非課税となる取引

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6201.htm>

¹⁹ 暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（情報）

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual_currency_faq_03.pdf

4.4.2. 要望

個人が暗号資産を寄附した場合、租税特別措置法40条における現物寄附のみなし譲渡所得等の非課税特例と同様、当該暗号資産の含み益に対する所得税を非課税とすること。

4.5. 特定譲渡制限付暗号資産の今後の見直しの継続検討

4.5.1. 現状・課題

2024年4月1日の改正法人税法の施行により、新たに特定譲渡制限付暗号資産が導入された。これは、法人が保有する第三者が発行した暗号資産について、一定の条件を満たせば期末の評価方法として時価法か原価法かを選択できるものであり、従来からの課題であった期末時価評価課税の問題を大きく前進させるものである。

実際、JVCEAが2025年7月1日に公開したデータ²⁰によれば、特定譲渡制限付暗号資産は、制度開始後わずか1年余りで715件・暗号資産44種に適用され、その需要の高さを示している。今後制度の認知が進むにつれてさらに活用され、企業の暗号資産を用いた事業が広がることが期待される。これは関係議員、関係省庁の皆様の多大なご尽力の結果であり、この場を借りて厚く御礼申し上げる。

一方、特定譲渡制限付暗号資産の適用には、譲渡制限の付与や対象となる暗号資産の制限、暗号資産交換業者への通知といった多くの条件が必要であり、これまでJBAが要望した内容とは差異があることも事実である。上場企業などの大企業では、保有する暗号資産について内部監査を含む多くの規則を遵守しなければならず、そこに加えて特定譲渡制限付暗号資産の条件を満たすことは、オペレーション上の障壁が高く、制度の活用を躊躇うケースもある。

今後、企業による暗号資産の事業活用をより一層促すためには、将来の環境変化に応じた見直しの検討が必要と考える。

4.5.2. 要望

特定譲渡制限付暗号資産の活用状況や将来の環境変化を踏まえ、法人が短期売買目的以外で保有する第三者発行の暗号資産に対する課税方式について、保有者、暗号資産交換業者、認定資金決済事業者協会などにとっての利便性向上を目的とした見直しを継続的に検討すること。

²⁰ 移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則第5条第3項に基づく公表。公表後に公表停止分を含む。

https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/iten_20250701.pdf

おわりに

本要望書では、我が国が国家戦略として掲げたweb3推進に向け、重要な要素となる暗号資産の税制改正に関してJBAの要望を5点示した。JBAは昨年度に引き続き今年度もweb3業界の更なる発展のため、税制の改正を要望する。

本要望書が明らかにしたとおり、個人所得税にはなおweb3推進を阻害する要因が存在している。これは利用者数等において国際平均の水準を下回る現状を改善するために対応が必要な課題であるといえる。web3の事業では熾烈な国際競争が繰り広げられている中で、web3推進とスタートアップ支援が我が国の成長戦略として掲げられていることに鑑みれば、より一層の環境整備が求められる。次世代を担う基幹産業を育成するためにも、我が国がweb3において世界をリードすることを目指した抜本的な事業環境の整備を訴えたい。

本アンケート調査からは、暗号資産に関する税制が保有意欲や投資行動に与える影響が大きいことが再確認された。税率の引き下げと適切な課税方式の導入が、暗号資産非保有層の参入と既存の暗号資産保有者の取引活性化を促し、結果として取引量・申告所得の増加による税収の拡大にもつながることが期待される。

今年度の提言においては、我が国のweb3市場参加者のさらなる増加と取引の活性化、それに伴う暗号資産の流動性の向上を促進する観点から、5点を要望させていただいている。JBAは今後も国・事業者・関係業界団体が一致団結し、政府の掲げる「新しい資本主義」を実現するために引き続き尽力する所存である。

最後に、web3・暗号資産・ブロックチェーンを愛する皆様、アンケートにご協力いただいた方々、政府関係者の皆さまに改めて感謝の意を表したい。